機能ID	機能名称			機能要件	実装区分			適合基準日
	大分類	中分類	小分類		指定都市	中核市	一般市区町村	
0010246	4 異動	4.2.1 職権記載	4.2.1.1 住所設定・未届転入	住所設定処理（前住所地が不明で確定できない場合に、転入前住所欄に「不明」と入力する処理）が行えること。また、出生等により前住所地が存在しない場合は空欄とすること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010247	4 異動	4.2.1 職権記載	4.2.1.1 住所設定・未届転入	未届転入の場合、転入前住所欄には未届の住所のうち直近のものを記載し、その末尾に（未届）と記載すること。 最終登録住所地は（住民票記載事項ではない）データ項目として入力できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010248	4 異動	4.2.1 職権記載	4.2.1.2 出生	出生の処理においては、異動事由として、1.2.2（異動事由）のうち、出生を入力できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010249	4 異動	4.2.2 職権消除	4.2.2.1 死亡	死亡の処理においては、異動事由として、1.2.2（異動事由）のうち、死亡を入力できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010250	4 異動	4.2.2 職権消除	4.2.2.1 死亡	死亡、推定死亡を選択できること。	×	×	×	―
0010251	4 異動	4.2.2 職権消除	4.2.2.1 死亡	死亡事由として、戸籍システムの主な死亡事由を選択する方法と、自由入力する方法の両方が使えること。	×	×	×	―
0010252	4 異動	4.2.2 職権消除	4.2.2.2 失踪	失踪届に基づく本籍地市区町村からの住民基本台帳法第９条第２項の通知により、職権消除できることとし、異動事由として、職権消除等を入力できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010253	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.1 修正	住民票の記載情報を修正できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010254	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.1 修正	戸籍届出等に伴い氏名が修正された者が世帯主の場合は、その世帯主の世帯に属する者の世帯主の氏名が職権で修正できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010255	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.1 修正	修正のときは「軽微な修正」で行うか選択できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010256	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.2 軽微な修正	以下のとおり、軽微な修正（住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）第11条第３項第２号）ができること。 （別表第二の機能ID0010256の項の項目詳細の欄を参照）	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010257	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.3 誤記修正	誤記があった場合、職権修正として、修正ができること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010258	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.3 誤記修正	異動事由は、「誤記修正」とすること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010259	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.3 誤記修正	誤記があった異動の異動履歴は上書き修正せず、誤記修正の異動履歴とともに、異動履歴データとして保持すること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010260	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.3 誤記修正	異動履歴を残さない上書き修正ができること。	×	×	×	―
0010261	4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.1 住民票コードの付番	新規付番用の住民票コードをCSから取得でき、蓄積できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010262	4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.1 住民票コードの付番	住民票コードの未付番者及び変更異動の場合、新規付番用の住民票コードが自動付番されること。 なお、付番される住民票コードは蓄積されたものから無作為で選択されること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010263	4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.1 住民票コードの付番	自動付番時に蓄積された住民票コードの空き番レコードの件数が、市区町村が任意に設定した数を下回った場合、アラートを表示すること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010264	4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.1 住民票コードの付番	住民票コードの住民票への付番結果を一覧表として作成できること。	×	×	×	―
0010265	4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.2 住民票コードの変更・修正	住民票コードの変更・修正ができること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日